

保育系弁護士がゆく

少子化時代をサバイブする園の護身術

第12号

損害について

レーヴ法律事務所では、全国の園の顧問弁護士として園・先生方のトラブル・悩みごとに対応しています。

事務所に寄せられる様々なご相談を基に、園に役立つ情報をQ&A形式でお届けします。

レーヴ法律事務所弁護士。
大阪電気通信大学工学部電子工学科卒業、半導体製造会社にエンジニアとして勤務した後、金沢大学大学院法学研究科法務専攻修了。2012年弁護士登録。
2021年に保育園・幼稚園・こども園でのトラブルや法律問題を主に取り扱うレーヴ法律事務所に参加。



弁護士
今西 淳浩

Q uestion

保育中の事故について「裁判所が、園に過失ありと認め、園に対し〇〇〇〇万円の損害賠償を命じた。」という報道を目にすることがありますが、どのようなものが損害となるのでしょうか。

積極損害

消極損害



例えば交通事故…

A nswer

1 はじめに

ある事故で園児が怪我をした場合と言っても、入院の有無、後遺症の有無により園児が被る経済的・精神的被害は様々ですが、過去の莫大な交通事故の蓄積により構築された損害の算出基準を使用し、園児に生じた損害は何か、その額はいくらが妥当なのかを検討します。

2 損害項目

まず、園児に生じた損害には、大きく分けて (I) 事故に遭ったために園児の保護者が支出せざるを得なくなった費用 (これを**積極損害**といいます。) と、(II) 事故が発生しなければ得られたはずだったにもかかわらず、事故が起こったため園児が得られなくなってしまった収入 (**消極損害**といいます。) があります。

ア (I) 積極損害

(I) の主なものとしては、①病院に支払った治療費、診断書作成費用などの**治療関係の費用**、②入院した際や通院する際に看護や介助にかかる**入通院付添費用**、③**通院交通費**、④義足、義手などの**装具・器具購入費用**、⑤後遺症が重い場合に**家屋・自動車改造費用**や**将来の介護費用**があります。なお、被害者が実際に支出したからといって無条件に損害として認められるわけではありません。合理性や必要性が認められないものについては否定されます。

保護者が園に対し「治療費の全額を園が負担することを約束しろ。」と求めてくるといったことがあります。治療費と言っても合理性や必要性が認められない過剰診療、高額診療については園にその費用を負担する義務はなく、保険会社も支払を拒絶しますので、保険会社や弁護士等に相談することなく保護者と損害賠償についてそのような約束を取り交わすことについては慎重であるべきです。



傷害や後遺症の慰謝料は



重大事故を「ひとごと」と感じていませんか。重大事故は「いつでも起こる可能性がある」と考えるべきです。

裁判事例から読み解く事故予防策を紹介しています。

- ISBN: 978-4-925258-07-4
- 著者: 柴田 洋平 / 遠藤 登
- 判型: AB 判
- 頁数: 116

詳細はこちらから▶



A nswer (後半)

イ (II) 消極損害

次に、(II)の主なものとしては、⑥ 休業損害、⑦ 死亡・後遺症による逸失利益、⑧ 傷害(入通院)慰謝料、⑨ 死亡・後遺症慰謝料があります。

まず、⑥休業損害ですが、「事故による怪我が原因で仕事を休んだだけに減少した収入」をいいます。ただ、園児は仕事に就いていませんので休業損害というものはありません。

※ 園児が怪我し、保護者が入通院の付添のために仕事を休んだ場合において、保護者が休業損害を補償しろと言ってくる場合がありますが、これは休業損害にはあたりません。②入通院付添費用になります。

⑦の「死亡・後遺症による逸失利益」とは、事故がなければ将来的に得られるはずだった利益をいい、特別の計算式で損害額を算出します。

⑧の「傷害(入通院)慰謝料」とは、傷害による肉体的苦痛、検査・治療のため入通院により時間がとられ行動の自由が制約される不利益などの受傷による精神的苦痛を金銭に換算したもので、入通院期間を基準にその額が算出されます。

⑨「死亡慰謝料」とは、園児が死亡した場合の園児自身やその遺族の精神的苦痛を金銭に換算したものをいい、基準があります。「後遺症慰謝料」は、後遺障害が残存することによって受けた園児の精神的な苦痛を金銭に換算したもので、こちらも基準があり、障害の程度(1級から14級に区分されています。)により支払われる金額が異なります。

3 事故への備え

死亡の場合高額になるのはもちろんですが、生存していても事故により重い後遺障害が残った場合であれば、⑤の家屋・自動車改造費用や将来の介護費用、⑦の「逸失利益」、⑨「後遺症慰謝料」が高額となります。被害園児が複数人の場合、

損害額が数千万円に留まらず、億を超えるケースもあり得ますので、万が一に備え、保育中の事故に備えた保険への加入をお勧めします。

備えて
安心!

